

中国における都市住宅の平面構成に関する研究  
その4. 臥室と庁の構成と使われ方

正会員 ○ 福島嗣仁\*1  
友清貴\*2  
林 方亮\*3  
松井宏方\*4

1. はじめに

中国の都市集合住宅は、ソビエトの模倣に始まり、中国独自のプランに発展し、食事・団樂・接客などを受入れる公的空間が、庁として確保されるように成りつつある。この庁は、現在、空間の用途構成分化過程における緩衝空間として把えることができる。このため、本稿は臥室と庁の使われ方を実際に調査・分析することにより、庁の位置付けと住戸計画の発展方向を探ろうとするものである。

調査は、'88年7月、上海・重慶・北京でプランの採取、家具調査およびヒアリング調査を行った。調査では庁のない住戸5戸、庁のある住戸6戸の計11戸を選定し、両者の比較ができるように配慮した。さらに、家族人数と部屋数も比較考察できるような組み合わせを対象とした。(表-1)

表-1 調査対象住戸のタイプと家族構成

庁の有無	住戸タイプ	家族構成		臥室の人数	過不足	最大臥室	
		家族型	人数			面積(m <sup>2</sup> )	就寝人数
庁のないタイプ	二室戸	M, (F), M, F, m, m, m <sup>3</sup>	7人	不	14.85	4人	
	二室戸	M <sup>00</sup> , (F), M <sup>23</sup> , F, m <sup>3</sup>	5人	不	17.28	2人	
	四室戸	M <sup>22</sup> , F, f <sup>20</sup>	3人	過	12.96	2人	
	四室戸	M <sup>22</sup> , F, f <sup>21</sup>	3人	過	14.85	2人	
庁のあるタイプ	三室戸	M, F, M <sup>22</sup>	3人	過	15.84	2人	
	一室一庁	M <sup>40</sup> , F, f <sup>13</sup>	3人	不	14.40	2人	
	二室一庁	M <sup>00</sup> , (F) <sup>28</sup> , M <sup>37</sup> , F, m <sup>9</sup>	5人	不	14.85	2人	
	二室一庁	M <sup>33</sup> , (F), M <sup>23</sup> , F, m <sup>13</sup> , f, f	7人	不	16.83	2人	
	三室一庁	M, (F), M <sup>42</sup> , F <sup>38</sup> , f <sup>12</sup>	5人	過	14.85	3人	
	三室一庁	(F), M <sup>22</sup> , (F), M <sup>31</sup> , F, m <sup>2</sup>	6人	過	17.28	2人	
	三室一庁	M <sup>31</sup> , F, f <sup>13</sup>	3人	過	11.88	2人	

注) (F) - 祖母, (M) - 祖父, (F) - 祖母, M - 父, F - 母, m - 息子, f - 娘

2. 臥室と庁の使われ方

庁のない住戸では、公・私すべての生活行為が臥室内で行われる。しかし、就寝分解を保障したうえで、寝室として利用する必要のない、いわゆる空臥室があれば、ここで食事・団樂・接客が行われ、この部屋が公室として独立する。ただし、親しい友人の接客は、寝室に持ち込まれる場合も多い。これは中国文化の表出だと考えられる。

就寝分解が不可能な程、臥室数が不足する場合、当然、就寝・食事・団樂・接客の諸行為が、一室に重合する。しかし、臥室面積が大きく(15~16m<sup>2</sup>)ベッド式就寝であるため、臥室内でも自ずと領域区分が行われ、日本人の想像ほど、空間と行為の間の矛盾が大きいとは思われない。(表-2), (図-1)

表-2 庁のない住戸の住まい方

臥室の過不足	事例件数	最大臥室内生活行為	就寝の行なわれていない臥室内生活行為
不	2件	就寝・食事・団らん・接客	
過	3件	就寝・(接客)	食事・接客・団らん

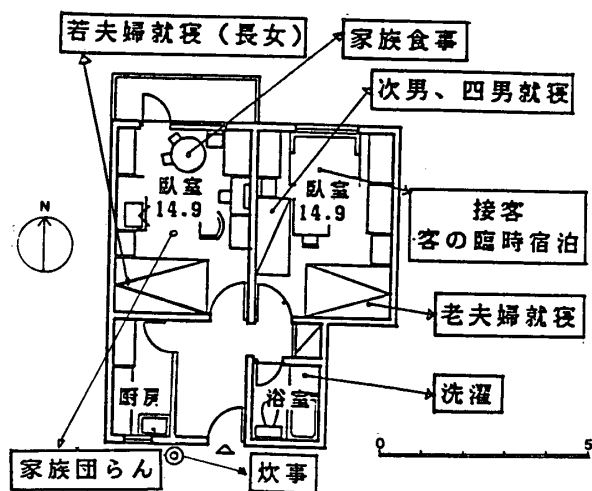


図-1 上海市安山新村

庁のある住戸では、食事はすべて庁内で行われている。接客は、庁と臥室に使われて行われている。就寝分解が保障されない程、臥室数が不足する場合、当然、庁も寝室に当てられる。(表-3)

表-3 庁のある住戸の住まい方

臥室の過不足	事例件数	最大臥室内生活行為	庁内生活行為
不	3件	接客・団らん・就寝 子供勉強	食事・接客・子供勉強
過	3件	接客・就寝	食事・接客

### 3. 庁の形態と使われ方

庁は、本来、通過交通をさばき食事室を兼用する目的で、広く普及してきたが、接客や子供の就寝にも利用され、公・私生活行為が重合している場合が多い。庁がこのような機能を果たすためには、当然領域区分を可能にする、安定した空間が確保されなければならない。このような空間が確保しやすいかどうか、壁と出入口の位置によって、庁を形態的に類型化すると、L字形の壁で囲まれたAタイプ、コの字形の壁で囲まれたBタイプと、2つに区分することができる。(表-4)

表-4 庁の類型化

番号	庁の形態類型	事例件数	庁の用途	生活行為	室面積 (m <sup>2</sup> )
Aタイプ		2件	公室	食事	9.00 (m <sup>2</sup> ) 8.60 (m <sup>2</sup> )
Bタイプ		1件	公室	食事 + 接客	8.75 (m <sup>2</sup> )
		1件	私室	子供就寝 + 勉強	7.66 (m <sup>2</sup> )
		2件	公室	食事 + 接客	5.67 (m <sup>2</sup> )
		私室	子供就寝	9.99 (m <sup>2</sup> )	

Aタイプの場合、動線に影響され、空間が不安定なため、面積の広狭にかかわらず、食事のみに利用され、接客はすべて臥室に持ち込まれる(図-2)。Bタイプの場合、一隅に安定した空間を確保することができるため、積極的に、食事・団楽・接客に利用されている。臥室のみで就寝分解が保障されない場合は、庁が子供の寝室として利用される。この場合も、庁を子供の私室とするのではなく、就寝時の夜間のみ利用に限っている。(図-3)。このように、現在の中国では、臥室からはみだす生活行為は、庁が受け皿となっており、

庁は用途構成分化過程の緩衝空間として機能している。

### 4. まとめ

庁は、独門独戸の住要求の中で、小面積住宅ながら、食事室を確保するために、住戸計画の中に定着してきた。しかし、臥室の面積が、日本の住宅に比べて、広いため、今だに臥室内に、食事・団楽・接客などの行為が持ち込まれている。現在はまだ居住水準が低いため、このような生活は、矛盾として扱われていない。しかし、臥室を縮小して、その面積を庁の拡大にまわすべきだとの意見も出はじめており、<sup>注1)</sup>住宅の中で庁をどのように位置付けるか、公・私生活空間区分をどう進めるかが、今後、住宅計画の中で問題になる。

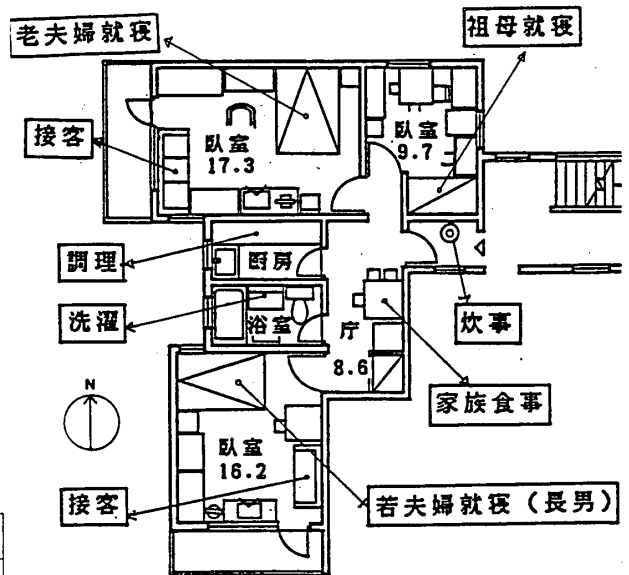


図-2 上海市戸太新村

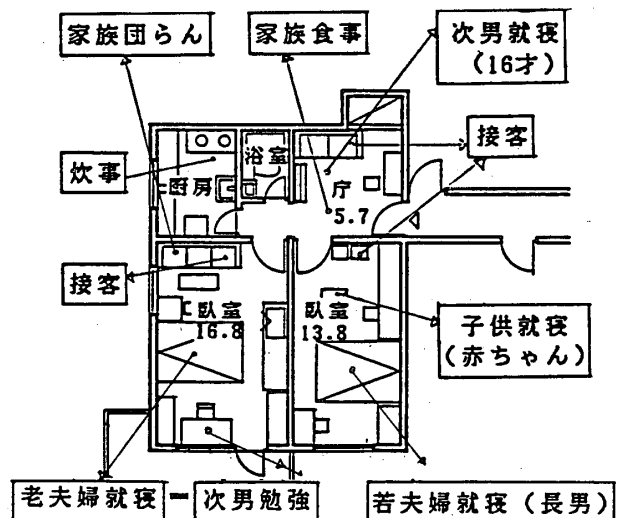


図-3 中央放送電視部職員宿舍

注1) 黄心裁: "睡房"代替"臥室"-住宅設計新設想-, 1988年7月

\*1鹿兒島大学院生 \*2鹿兒島大学助教授 工博 \*3鹿兒島大学教授 \*4鹿兒島大学教授